

## 近世日田農村史の若干の問題点

木村, 忠夫  
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7178641>

---

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 16, pp.85-112, 1971-03-25. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :



# 近世日田農村史の若干の問題点

木 村 忠 夫

## 一 はじめに

近世の日田農村史研究というより近世九州農村史の研究は、現在までのところいわばいくつかの点が存在するのみ  
と云ってよく、様々な問題についてほとんど白紙に近い状態である。これは近世九州史の研究に際し、きわめて大き  
な障害となっているといわざるを得ない。

筆者はたまたま旧日田郡藤山（現在日田市藤山）村の庄屋財津家の文書を整理する機会を与えられ木村隆久氏ととも  
に目録を作成した。同文書は天文七々十四年頃と思われる大友義鑑書状を最上限とし、明治期にいたるまでの約千百  
点の文書であるが、近世農村史のきわめて多岐にわたる問題の手がかりとなるような多くの史料を含んでいる。<sup>(註1)</sup>

本稿は今後の日田近世農村史研究<sup>(註2)</sup>についての踏石とするための一通りの見通しをつけるため、財津文書を素材とし  
て、いくつかの問題をとりあつかおうとするものである。

## 二 日田郡藤山村

藤山村は現在日田市内であるが、日田の中心部からは徒歩で約一時間半、山間の村である。村高は、文禄二年秀吉  
により派遣された宮部法印による検地高百九十四石七斗五升三合で固定し、以後元和五年石川主殿頭の検地で十八石  
近世日田農村史の若干の問題点（木村）

近世日田農村史の若干の問題点(木村)

余の減高があるなど、若干の減高と新田による増高があるが、表高には変化がない。これは藤山村だけでなく、藤山村庄屋が兼帯する台村でも同様であり、一時兼帯の羽野村でも法印高が表高になっている。したがって、少なくとも藤山村が属する谷筋||小野筋、または小野川筋については太閤検地による法印高を基本としていてと考えて差し支えないであろう。また領有状況から考えるならば日田郡一帯についても同様のことがいえよう。

田高は百五十二石五斗八升、上田石盛一石六斗、高七十七石四斗二升一合、反別四町四反四歩、中田石盛一石三斗、高三拾四石九升六合、反別二町六反二畝八歩、下田石盛一石一斗、高四十六石九斗七升三合、反別四町二反七畝一歩、下々田石盛一石、高一石九升、反別一反二十七歩、上畑石盛一石二斗、高七十八斗六升八合、反別六反五畝十七歩、中畑石盛一石、高六石二斗九升一合、反別六反二畝二十七歩、下畑石盛八斗、反別九反二畝二十五歩、山間にしては田が庄倒的に多いが、これは何れもたな田である。また若干の条理が残っており、古代以来開らけた地域であったと思われる。なお田方の内二毛作は五町一反、畑は上・中畑のみ裏作。

小物成は台村と合わせて茶運上銀四匁九歩、紙運上銀四匁五歩七厘、柿運上銀一匁八分、鉄炮二挺運上銀七匁、それに不定の小物成として小野川の鮎をとる筈の運上がある。前四者は元和二年、石川主殿頭支配の時以来。後者は延宝六年、永田七郎左衛門支配の時からの上である。

百姓数は延宝七年には庄屋をふくめて二十。家抱数八。元禄四年には百姓数二十一、無高百姓||家抱十一。(註3)  
田勝ちな点、条理遺構の存する点、などから山村とは云いがたいが、たな田や紙運上など山村的な要素もふくんでいる。景観としては谷間にたな田を中心に開らけた村落である。

### 三 村 役 人

藤山村の庄屋は少なくとも四度交代をしている。延宝三年にそれまで庄屋であった某が手嶋仁助・新左衛門にさら

に延宝五年手嶋氏が新原助右衛門に庄屋職と田畠屋敷山野を売り渡し、さらに助右衛門は延宝七年に日出権左衛門・財津平左衛門に庄屋職をわたしている。(史料1)日出権左衛門は財津家の系図等によると財津源左衛門の父であり、源左衛門は藤山村に入り庄屋となっている。(註4)この庄屋交代のさい、助右衛門は同じ谷筋九ヶ村の庄屋に回状をまわし、新庄屋に異論がないかどうかを問い合わせ、賛成ならば代官所への推選方を依頼する旨をのべている。(註5)

助右衛門が田畠屋敷山野を売りわたしたのち「貴殿庄屋職平右衛門殿方へ御讓候」と言われていることは庄屋職というものを田畠・屋敷・山野とセットになったものと考えており、また庄屋「役」でなく庄屋「職」と表現されていることはなお中世的職意識が多少とも存在していたものとと考えてよいであろう。このような庄屋職の売券は筆者は同じ豊後の由布院でやはり延宝年間のものを見ており、野口喜久雄氏よりも他に正保年間のものが一例豊後にあるとの事をお教えいただいた。(註7)したがって延宝期ころまでは豊後における庄屋職の売買はかなり普遍性を持ったものであったとみてよいであろう。なお、手嶋新左衛門は元禄四年九月の藤山村庄屋の行動をめぐって村方騒動がおきた時、百姓十一名が連判した訴状に「先庄屋豆田町新左衛門」とあり、豆田町の手嶋氏とは後に日田金の一つとして有名になる伊予屋と考えられるが、手嶋家は延宝期に一時藤山村の庄屋であり、日田商人がすでに農村へ進出していたことを示す史料である。なお蛇足であるが、同じ元禄四年の村方騒動に際しての庄屋源左衛門の返答書の一つに貞享三年藤山村百姓太兵衛が財津村百姓弥右衛門とともに長崎へ出かけ、長崎町柗嶋宇兵衛門家来と内通して脇指等を盗み取り久留米城下に逃げ、ここで捕らえられた際、久留米町奉行より連絡をうけたものとして自分と財津村庄屋、それに豆田町合原藤兵衛を挙げている。(史料3)合原藤兵衛は日田金の一つ俵屋と考えてよく肩書は豆田町とのみ書かれているが、町庄屋又はそれに準ずるもの、或いは久留米と深い取引のある商人、またはその両方であるか何れかであったと考えてよいのであり、貞享には豆田町指折りの商人であったと考えられる。千原家Ⅱ丸屋が近世初期以来の商人であったことは戦前以来知られているが、(註8)広瀬家Ⅱ博多屋以外の日田金商人の日田在任は割りに早いと考えてよさそうである。(註9)

近世日田農村史の若干の問題点(木村)

近世日田農村史の若干の問題点（木村）

さて、庄屋以外の村役人として元禄四年にすでに見えるのは頭百姓、肝煎、走りの三つである。このうち頭百姓は延宝の庄屋職の売券に連判をし、また山野境の確認に立合っており、売券の保証人となることとその職務の一つであったことがわかるが、貞享四年十月庄屋源左衛門と百姓久右衛門の山野争いには、源左衛門は自分の山であるから久右衛門が切り取るなどの行為をやめるように頭百姓三名と肝煎をそえて言わせたが、頭百姓三人は村のことであるから少々堪忍するようにと庄屋に内談したので承知したと言ひ、久右衛門は自分の抗議した事については百姓伝左衛門・吉郎右衛門が使をしたので聞いてほしいとのべている。<sup>(註10)</sup>この二人は源左衛門の言う頭百姓三人のうちの二人である。これらのことから村内支配の補助員機能を持っており、また村内争論の調停者の役割をもはたしていたと考ええてよく、後の組頭へつながるものと考えられる。事実元禄十四年三月廿四日の田地譲渡証文断簡にはじめて組頭が証人として連判しているが、このうちの一人に伝左衛門の名前がみられる。<sup>(註11)</sup>このように頭百姓が組頭になるといふことはどのような意味を持つのであろうか。頭百姓たちは久右衛門のような百姓からも「百姓」と呼ばれ、源左衛門も同一の返答書のなかで「頭百姓」と呼ぶと同時に「御百姓」とも呼んでいる。<sup>(註10)</sup>これらの事から考えて頭百姓は百姓のなかの主だったものを指し、慣例的に彼らが後に組頭がはたす役割をはたしていたとみていいのではないだろうか。それが組頭に変わったという事は、幕府によって明確にその機能を行政的な役職として把握されたことを意味し、以後は単なる「百姓」ではなくなってしまう。惣百姓代なるものがまもなく享保十五年より現われる<sup>(註12)</sup>というのも、組頭がかつての頭百姓が単なる百姓の主立ったものであるという形で百姓を代表しうるものではなく「村役人」となったことにより百姓を代表しうるものとしての惣百姓代の必要性が生まれたのであろう。同様に惣百姓代が百姓代として行政的に位置づけられるとやはり百姓を代表する意味を失い、安政六年よりは小前惣代が出てこねばならなくなる。

肝煎については庄屋源左衛門が次のようにのべている「肝煎・小走り等庄屋手前々雇立相勤させ由事ニ御座候」。<sup>(註13)</sup>

これは肝煎、小走りが庄屋の手先きとして、庄屋の金で雇われるものであることを示している。したがってこの項の「村役人」には概当しないわけであるが、延宝七年庄屋交代の際、庄屋付山野の境をきわめるにあたって前記頭百姓三人と肝煎が立ち合ったと源左衛門はのべ、また源左衛門に苅畑を押領されたと訴えた伝左衛門は、源左衛門は肝煎仁右衛門をもって庄屋地付の苅畑なので自分の方で伐るからと申し入れ、伝左衛門は村中年寄百姓にも尋ねてからにしてくれと頼んだのに対し、それをききいれず、肝煎仁右衛門が大勢差し添え押懸け伐りといったのべている。庄屋はこの事件について「去午之四月家抱共ニ遣、切らせ申候」とのべており、大勢差し添えた大勢は源左衛門の家抱と考えてよく、仁右衛門がそれを引きつれていたのであれば、彼自身家抱又は家抱に準ずるものであったと見てよいであろう。小走りについては史料的に全く不明。

#### 四 家 抱

三ですでにふれたように庄屋の家抱は庄屋の持山を「切らせ申候」と庄屋がいうような、家抱の親方の庄屋の恩恵によって苅敷を切らせてもらうということとわかるように名子的な隷属農民である。家抱の経営は苅敷について依存しているだけでない。庄屋源左衛門と百姓孫三郎が争った楮畑は、源左衛門の言分は上「私地内城之腰与申所之楮畑、前々庄屋分紛無御座候、依之跡之庄屋家抱五兵衛与申者江作らせ置申候」とあり、庄屋の畑であるので前々の庄屋以来家抱五兵衛に作らせているということで、庄屋の家抱は庄屋が交代してもそのまま引き継がれ、庄屋の持地を耕作しているという事がわかる。同文書によるとこの畑は五兵衛が数十年耕作し、延宝八年から百姓甚左衛門が五年間小作し、その後は源左衛門家抱次兵衛が庄屋から作らせられて元禄四年にいたっている。ここで近世後期、それも藤山村の隣村小竹村のものが家抱が解放される時に差し出したものを見てみたい。

私共義前々御家抱相勤、御厚思を受、無恙永年相暮居候、此節各様御頼申上、御暇御願奉申上候処、右者不容意段

近世日田農村史の若干の問題点(木村)

近世日田農村史の若干の問題点（木村）

被仰聞□各様御取成ヲ以て、格別之御慈悲を御勘弁ニ而右願之通永々御暇被仰付、御百姓ニ御取立被成下候段、重畳難有仕合ニ奉存上候、右ニ付為冥加銀拾九錢拾貳メ式百目□差上□、家屋敷并ニ御暇状共一紙ニ而御渡し被下樋ニ奉受取候、尤御暇被仰付候共、年礼・御節句等は迄之通り家抱同様急度相勤可申上候、猶又田根付并麦蒔一  
二日宛永々御加勢ニ罷出可申上候、且座毎、道端等ニ至ル□忽之儀仕間敷候、以下略

嘉永三年戌四月

村

喜 □ ○

同 倅 仙 作 ○

同 人 孫 喜 作 ○

御庄屋

御旦那様

以下略

（註16）

これは幕末であり家格等もきびしく家抱から抜けることが困難であることを示しているが、暇をもらうについて冥加銀を払い、家屋敷と暇状を受けとっていることは注目にあたいする。つまり家抱でなくなるためには暇だけでなく、家屋敷も入手しなくては百姓になれなかったというのである。時代はあまりに違うが元和八年の小倉藩人畜改帳における最も簡単な家数の記載の仕方は

高五百六石八斗四升五合九勺

一 家数八拾八軒

小崎村

内

拾三軒 本百姓・小百姓

七拾三軒 隠居・名子・下人・

庭屋・うらや・牛屋

共二

壺 軒 山守

壺 軒 山伏

(小倉藩人畜改帳、四、一六四)

という形であり、名子の家は牛小屋とさほど大きな違いはなく、名子主の屋敷内にそれはあったらうと思われることである。

もちろん喜□が買い取った家屋敷はそのようなものとは違っていたであろうし、買い取れたこと自体、庄屋屋敷とは若干の距離を持ち、庄屋屋敷内といった景観とは異なっていたであろうが、ともかく庄屋持の屋敷地、庄屋持の家に住んでいたことにおいて、元和八年の国東郡の名子との間に共通性を見いだせるという事である。

以上のことから考えて屋敷登録人||本百姓、無屋敷登録人||名子的農民という近世初期に全国普遍的に見られる体制が、藤山村周辺では近世後期まで継続したとしたと考えていいのではなからうか。もちろん家抱の内容は、時代がたつに従って変化をとげているのであり、安永年間には谷はちがうが羈河内村で家抱が自分の主人に三十年前に六十目の借金をし、式拾六七年以前迄にかやを伐、又は葛等をもって利足を払ったが、なお百七十目づつ拾ヶ年払うように命令され、さらに払込み不足で二百目づつ払うことになった。そこで主人につかわれて、身代錢をもって二ヶ年支払った。もう余命もない者なので残りはまけてほしいという訴えがでて<sup>(史料6)</sup>いる。三十年以前とは宝暦元年になるが、この段階では家抱の主人に対する借金は、百姓同志の借金と同じ、またはそれ以上の利足をかけられるということがであり、主人と家抱の間には、名田小作<sup>(註17)</sup>という形での相互補完的關係、主人の山野に苜敷を切り入ることが屋敷地を買近世日田農村史の若干の問題点(木村)

近世日田農村史の若干の問題点（木村）

い取った前家抱にも許されていた親方子方的関係はもはや存在せず、経済的には小作人、日雇かせぎ等であつてもかく自立している家抱にとつて、主人とは自分に対する単なる桎梏にすぎず、主人にとつて家抱とは年礼、節句にあいさつにいき、田植え、麦蒔きに加勢に来、顔を合わせれば敬意を表するという「権利」と「権威」のための存在であつたといえよう。だからこそ、前掲のような証文を解放に當つて取る必要があつたのであるし、幕末期における日田郡での無高・水呑・名子の急速な減少（原田敏丸氏前掲論文）にも結果するわけである。

五 村 落

近世村落をどのように理解するかは、共同体をどのように理解するかにかかっている。これについては、近世村落（註18） 村落共同体と見る一般の見解と近世村落Ⅱ行政村と見る中村吉治氏に代表される見解とがある。

藤山村における村落の様相が端的に現われるのはやはり元禄四年の村方騒動のときである。（史料2・3） この時の百姓達の言いは多岐にわたっているが、一つは共同体的な面に関するものである。

すなわち百姓側の主張によると藤山村天神森は庄屋より社人をやとい祭礼を行なっていたが、源左衛門は祭礼をやめ、自藪にしてしまった。同村御伊勢堂が破損したので村中として修覆するように申し出たが、以来の妨げになるからというのでそのまま朽ちさせてしまった。地神経座頭が代々地付きで祈禱していたところ、源左衛門は座頭の出入を止めてしまった。彦山岩屋坊という山伏が庄屋代々祈禱をしていたのに、源左衛門はこれを頼まなかった。毎年藤山村川筋へしめを入れ、村中のものには子供まで入らせず、蟻ひろいのものにまで大勢で石つぶてをなげさせ、自分分は毎年毒をながして大小の魚はもちろん、虫けらまでころしている。村中の百姓の少し宛ての借銀・借米に大分の利足をかけ、田地を押し取った。庄屋が情ある人ならば、百姓に請け返させてくれるだろうが邪心のある人で返してくれない。要するに頼母敷からざる人物である。藤山村の新井ヶ平藪は村中寄合の自藪であるのに、庄屋源左衛門は

下人をつかつて大分伐り越した上、同藪ならびに草薪伐り場を、苅り畑にしてしまった。小さく、ゑけ山かしき場は惣百姓寄合のかしき場にきまっているところであるのに源左衛門が少々ずつ境をこし、もはや大分になってしまった。余村とちがい山野付がないので百姓自山らしき場としてこのほかになく難儀をしている等である。

川にしめをはった件については庄屋は、この川は自分が釜<sub>II</sub>やなをうけて運上を払っている（これは年貢割付にも見られる）。ところが数年前干害があり、ヤナに魚がかららず、ヤナの上手八十間ほどのところで村中のものが魚をすくってしまったので毒をながして取ったことがある。以後そのような事のないように川に入ることを禁じたという。

入会地についても、これは庄屋付の山野であり、庄屋職を引きついで時に自分の山野であることを確認したと主張している。また田地等についてもそれぞれ頼まれて買い取ったものであり、明確な証文が存在しているという。〔史料2〕

源左衛門の主張は常に証文主義であり論理明解であるのに対し、庄屋が情ある人であるべきだと主張する百姓たちのそれはきわめて情緒的であり、明確な証拠にとぼしい。しかし、百姓の主張は牧歌的であるが故に、源左衛門以前に延宝七年以前における村落を推測させるに充分である。

そこに現われる庄屋の姿は源左衛門の裏がえしである。自分の山野であってもそれを村落構成員の使用にまかせ、村民がそれを自分たちの所有山野であると誤解するほどの状態。自分が運上銀を払っているにもかかわらず、そして自分のヤナにかかる魚が少なくなるのを承知で、川での魚捕りを自由にさせる庄屋。年貢未進分を心よく処理してやり、特別そのゆえに田畑等をとりあげもせぬ庄屋。村内の神仏崇敬の核として自分で山伏や座頭、社人をまねき、その祈禱をうけ、また御伊勢堂の修覆にも卒先して当たる。そしてこれら神仏の恩恵を村落の長（オサ）としてうけ、それゆえにその余恵は村民すべてに及ぶ。これこそが村民の理想とし、またかつてはそれに近い型で存在した庄屋であった。

この姿はまさに村落共同体の長（オサ）であろう。全ての村民が親方としていたなびく、そのような親方子方関  
近世日田農村史の若干の問題点（木村）

近世日田農村史の若干の問題点(木村)

係を推測させるものである。ところが源左衛門の姿勢は対象的である。自分の山野、自分の川、証文のある田畑。全て証文によって裏らづけられ、それをそのまま実体化するという態度である。これは幕府のとった証文主義の実体化にはかならない。つまり源左衛門のとった姿勢は幕藩体制的論理の実体化である。しかもこのような姿勢は源左衛門のみでなく、延宝五年に庄屋職を売得して藤山村の庄屋になった助右衛門は、就任と同時に百姓たちと入会権をめぐって争論をおこし、河内村と坂本村の庄屋から次のような証文を得ている。

一札

一今度藤山村庄屋山之内、案仙山及び山之内草伐場之儀ニ付、御百生中先御庄屋代々やしない草もらひ伐来申候由ニ而、出入出来申候、然共、前々之儀ハいか様有之候共、庄屋山之儀候間、此以後者きらせ申事難成と御申候ニ付、我々取贖、前々之ことく御伐せ被成候様ニもらひ申候へハ、前々之こと御きらせ被成候様御濟被下、大慶ニ存候、山之儀ハ庄屋山其紛無御座候、尤百生中山迎、少も入まじり無御座候、然上ハ只今御極被成候志め之内にて竹本草少ニ而も伐不被申様ニ相極申渡シ候、志め之外にて候共、竹木ハ伐不申様ニ申渡候一略一

河内村庄や

小左衛門 ㊦

坂本村庄や

又 七 ㊦

延宝五年巳ノ五月十一日

藤山村庄や

弥右衛門殿

(註19)

弥右衛門の主張は、入会に関する事についていうならば、源左衛門の主張と全く同一の主張である。弥右衛門はどこから庄屋として移ってきたのか明らかでないが、源左衛門は前述のとうり河内村庄屋の息子である。その交代の時、谷内の庄屋の了承を得ていることを考えると弥右衛門も同一階層の出身と考えてまちがいないであろう。新原という

姓を持っていることも中世土豪↓庄屋のケースを推測させるものである。

そのような庄屋の出自のものが、延宝期につづけて同一の争論をおこしたという事は、この時期の庄屋一般の性格が変わりつつあることを証明すると見てさしつかえないであろう。つまり庄屋が共同体のオサ的な存在から行政村落の長(チョウ)へと変化したという事であり、しかも、源左衛門の証文主義的論理展開はまさに幕藩体制そのものといつてよく、したがってこの変化は、中世的共同体の長(オサ)から、幕藩制的庄屋への転換であると考えてよいであろう。

このような形で共同体的色彩がうすれても、もちろん完全に消滅するわけではないが、<sup>(註20)</sup>近世後期にさしかかる時点で一段とその色あいをうすくして行く。

乍恐以書付奉願上候事

日田郡

林村百姓  
願方 七兵衛

一秣場出入

小竹村  
外拾人

相手方 喜平次

一略— 一体苧畑場之儀は焼畑仕候以後四五ヶ年は其儘ニいたし、取寄次第ニ持主自他之無差別入会ニ秣苧敷等伐取候儀ニ而、五六ヶ年目右場所ニメヲ入、草苧取候儀を差留メ、凡拾ヶ年廻リニ焼畑仕候ヲ所之任采与仕居候処、右喜平次方所持之場所一略— 一面ニ杉木を植立、秣苧敷伐取候儀を差留候ニ付、甚以難渋仕候、一略— 杉木等植立候節者村役人方ニ相断、村中熟談之上、無差支場所之分者杉植立候儀茂有之、喜平次養父直右衛門存生之内ニ茂故障<sup>こじやう</sup>無之場所之分者、善<sup>利</sup>兵衛<sup>平次</sup>・七兵衛先祖<sup>こころ</sup>杉木植立置、其儘相渡候分も有之、尚又直右衛門代ニ茂無差支場所ニ者植立<sup>こころ</sup>植立置候儀ニ候得共、猥ニ植付候儀者不相成場所ニ御座候間、林村兼帯藤山村庄屋方小竹村庄屋方ニ前断之訳懸

近世日田農村史の若干の問題点(木村)

近世日田農村史の若干の問題点(木村)

合遣候得共、喜平次自分持分小竹村ニ茂田畑高所持仕候ニ付、凶作之節助力之手当ニ杉木植立候与返答有之、林村之内たり共、自分買取候儀ニ付、都而林村之差配ニは不相成与一向取合不申<sup>(註2)</sup>略一

これは元禄の村方騒動でも問題になった苧畑である。この史料によって苧畑は、十年一回の割で火を入れて焼畑とし、その後四五年は入会地となっていたことがわかるが、この史料によると藤山村庄屋が兼帯している林村で、小竹村の百姓が苧畑を手に入れ、それを杉林に変えてしまったため、この苧畑に入会権を持つ11人の百姓が訴訟をしており、しかもこの苧畑のうちのある部分は早くから杉の植林が行なわれており、藤山の奥の小竹村ではすでに苧畑が完全に杉林に変っていることを知りうる。これは日田杉として九州で名高い杉の生産がこの段階で苧畑よりも有利な産業としてのびてきており、入会地が林村などよりも豊富であったと思われる小竹村では、苧畑の消滅がスムーズに進行了のに対し、林村では死活問題となったものと思われる。一方平野部の村については史料的に裏付けることができないが、当然にこのような苧畑の杉林化は進行したであろう。というより本来的な日田杉は平野にそった山ぞいの地域にこそ植林されたものであったであろう。これが可能となったのは、金肥の導入にあったと考えねばならない。<sup>(註2)</sup>以上のように考えるならば林・藤山などの地帯のみに苧畑は生きのこり、より奥の村々や(この場合、川という輸送手段のある事が条件だが)、平野部近くの村々では苧畑が消滅し、その一帯では(平野の村はもちろんだが)金肥が導入されることによって入会という共同体の一つの大きな結合原因を消してしまうのではないだろうか。

## 六地 主 制

四でも若干ふれたが元禄四年段階まで親方が自分の土地を家抱に耕作させる形態が見られる。しかし元禄以前から質地小作的形態の発生をみている。史料4は、字体から見て元禄よりは明らかに古く貞享〜天和あたりと思われる。これによると仁平次は二ヶ所の田地を二十年以前に日田の商人鍋屋伊左衛門に質入れており、伊左衛門はそれを誰

かに小作させていたと思われる。この場合隈町鍋屋が家抱を持っていたとは考えがたいし、仁平次は藤山、台両村何れかの百姓であった確証はないが、財津文書にこの断簡が存在している事、仁平次は二十年間在村していない事を考えると、どちらかの土地であったと考えた方がよいので、純粹の小作関係であったと考えられる。これをさらに補強するものとして仁平次が余米が六升三、四合とれる田地であると言っていることである。つまり余米を目的とした質取りの形態がすでに見られるという事である。もちろんそれは普遍的なものとはいいがたく、元禄四年の村方騒動のさい、百姓甚左衛門は十年以前に源左衛門に対し、頼納質として三反余の田地を入れていた。<sup>(註23)</sup>つまりこの段階では様々な形態が入り交って存在しているといえよう。

ところが正徳四年三月、台村加兵衛が豆田町紀伊国屋仁左衛門・八郎左衛門に六年切に入質した質券証文には、定米が書きこまれている。<sup>(註24・史料5)</sup>定米は年貢米プラス余米であり、明確に小作米による利潤を意識した証文である。しかも、高合一石七斗に対し定米一石六斗であり、田品が中田五畝余と下田一反余であることは注目に価する。つまり高と同程度の定米がある田地が上田ではなくして中田下田である点である。この傾向は以後益々強まり、明和ころには下田・下々田では定米が高の三〜四倍という例さえも現われる。<sup>(註25)</sup>さらにまた村中の質券を書き留めた帳簿が延享二年から残っていることなどから考えて、正徳四年三月の質券は質地小作体制の出発点としてとらえることができるであろう。<sup>(註26)</sup>

## 七 寄 会 所

寄会所と史料に見えるのは管見のかぎりでは一つだけ<sup>(史料5)</sup>で、一般には「会所」とのみ書かれている。しかしその一点の史料が日田代官揖斐鞆負の藤山村庄屋忠左衛門を病身のゆえに寄会所詰を差し免ずるといふもので、会所と見えるものは村方より会所への差し出しであるので、正式名称は寄会所、村方では会所と呼んでいたものと見てよい。本稿では以下村方の呼称にならない会所と呼ぶこととする。

近世日田農村史の若干の問題点（木村）

近世日田農村史の若干の問題点（木村）

会所は会所詰と会所立会の二人の庄屋により構成されており、二人はともに日田郡内の村方の庄屋であり、従ってこれは兼務ということになる。

会所の史料の初見は財津文書では元文四年五月、入会をめぐる争いに際してのものであるが、元文三年八月の山をめぐる争いの内済証文に「立会」と見えるものも、会所立会庄屋の可能性がある。<sup>(註28)</sup>

会所の機能は、入会、山野等の村方同志の出入、担保に入れた自分の商品を自分で盗み出したことが露頭した事件、

入会権にからんでおきた暴力事件、宿場上前銭をめぐる荷物差押え事件、村方騒動など要するに民事訴訟事件について日田役所への訴訟があった時、又は、会所への訴えがあった時に会所詰庄屋、同立会庄屋が調停に入り、内済によ

って事件を解決する事。村方不取締等で役所が直接手を下そうとする時に、それをもらいうけ、当の村方よりわび証

文をとり事をおさめるなどである。<sup>(史料1)</sup> この場合、済口証文、わび証文などにはその筋（組合村）の庄屋や連印するのが

普通である。

このように民事を中心とする訴訟事件調停を主要な任務とした会所が元文年間より見られるということは、おそらく享保〜元文期が幕府農政の転換期であるという事と関係があるであろうし、要員が少なく軍事力はゼロにひとしい代官所としては農民の民事訴訟や村方の具体的支配について口を出すよりも庄屋層の自治にまかせた方が有利という判断があったからであろう。しかもこのような役割はこの以前より日田郡庄屋層が実質的に果しており、入会権や村方騒動に際し、その筋の庄屋達が介入して内済するという事例が延宝五年以来見られ、元禄四年の藤山村村方騒動では年番庄屋が中心になり、その周辺の庄屋が参加して内済へと持って行っている。<sup>(註30)</sup>

したがってこの会所は、本来的に村方上層特に庄屋層の連合体的なものとしての村落調整機関的なものが存在していたのを代官所の機構として吸収したものと見えよう。

## 八 近世日田農村史の展望

— 結びにかえて —

寛文・延宝期までの豊後地方山村村落は、庄屋職の売買に象徴されるように中世的ムードは濃厚であり、形式的に領主へ庄屋の交代を願い出ても、現実問題としては庄屋職を買い取れる財力があり、谷筋の庄屋達の納得する人物以外に選択の余地はなかった。この状況は平野部においても若干の時間的ズレはあっても近世初期に一般的に存在していたと考えてさしつかえないであろう。

このような庄屋は当然に長(オサ)として君臨し、小数の有力農民とともに村民を親方・子方的関係で把握していた。しかし寛文・延宝期より子方の自立度が強まるとともにこの結合はゆるみはじめる。一方領主側は近世体制の本来的立て前としての「庄屋役」行政官としての庄屋の創出のため、幕藩制的イデオロギーの村落への侵透に努力したと思われ、藤山村や馬原村における元禄期村方騒動は幕藩制的論理に立つ庄屋と中世共同体的論理にたつ村民との寛文・延宝期以来の軋轢が表面化したものと考えられる。このような事件はしたがって旧来からの村落においてはかなり小なり存在し、平野部においては元禄期より若干早く、平野部新田村落では存在しないか、村落成立後まもなく発生したと見ていいのではなからうか。

このようにして行政的近世村落が成立するとともに村役人としての組頭が出現する。親方層としての頭百姓が、親方・子方的結合の崩壊に家抱層の経済的自立の度合が高まるとともに行政的にしか村落を掌握しえなくなったという事で、源左衛門的庄屋の登場と同様の意味を持っている。と同時に頭百姓が組頭となることにより百姓を代表できなくなり、享保期より百姓代または惣百姓代という百姓の代表が登場しなくてはならなくなる。

寄会所の設置も本来村落相互間に存在していた自治調停機構を行政機構に組み込んだもので、庄屋の変質、頭百姓

近世日田農村史の若干の問題点(木村)

近世日田農村史の若干の問題点（木村）

の組頭化と同様の意味を持つであろう。なお、この時期に後の日田金資本が高利貸、地主としてすでに姿をあらわし、また豆田町へ奉公人かせぎに出る農民のいることは注目に価する。

このような変化は一方において家抱及びそれに準ずる層の経済的自立と、質地小作の展開とに期を一にしていることに注目せねばならない。村落内部の矛盾が明確化したことによって、共同体支配の上ののっかって支配をするという事が不可能となり、きわめて行政的に掌握せねばならなくなったと理解できないだろうか。

近世的な行政村の色彩の強まりが、明和・安永期にいたり、地主、高利貸としての村落における代表的存在である庄屋と、村落下層の小作人百姓や家抱の対立による村方騒動というかたちでその矛盾を露呈する。鶴河内村の安永八年の村方騒動がその典型であると思われるが、そこには「近年小作人無数」という一方では村落分解の結果による地主層の苦悩が見られ、またそれに対する対応として、小作人の要求を入れて、それまでの郷升を京升に変えて小作米を取り、再版された手作り地拡大のために、未進百姓の家族を奉公人として差し出させて労働力不足をカバーするといった動きがみられるわけである。(史料6) (附録166)

このような動きと時を同じくして日田杉の需要増大と金肥の導入により、入会地の一つである畑畑が杉山化する傾向が顕著となり村落の共同体的要素はいよいよ希薄なものとなる。その結果、百姓代さえも大高持であり、且村役人であるという事実から、百姓一般を代表しえなくなり、安政六年には小前惣代が現われることとなる。

以上のような大ざっぱな見通しを立てたわけであるが、既に近世史をはなれ中世史の研究の方が長くなってしまった筆者にとつては、残念ながらこれ以上の論の展開ができない。ただ佐々木潤之介氏が「真の意味で、反封建闘争を本格的に展開しようとするれば、(近世的な)このような村落共同体を否定する方向を持たねばならないだろうこと」(註32)を指摘しておられるが、日田においてははいわゆる宝歴・天明期にすでに村落内矛盾は明確であり、あとは村落共同体イデオロギーや封建支配イデオロギーを農民が克服できるかどうかにかかっていることをのべるにとどめたい。(註33)

註1 戦国期の史料及び藤山財津家については拙稿「豊後日田氏に関する若干の史料」（月刊歴史26号）を参照されたい。  
註2 近世日田農村史については次のようなものがある。

武石繁次『義民穴井六郎右衛門伝』勝目忍「近世における日田・玖珠川の舟運―山間・盆地・溪谷地域における舟運の開発と背域関係―」（人文地理11の4）、武石繁次『日田義民伝』藤本隆士「日田幕領 商人寄生地主の土地集積と小作関係」（『九州経済史研究』）、原田敏丸「日田幕領 都市と農村の社会・経済的構造に関する一考察」（九州経済史研究）、高倉芳男「文書から見た天領日田の庄屋について」（大分県地方史45）

註3 以上財津家文書728号文書、元禄四年六月「明細帳」。但し延宝七年の百姓数、家抱数は財津家文書800号文書、延宝七年九月十八日「一札」。以下財津家文書については財津728、800といったふうに略記する。なお藤山村における条理については日野尚志「日田周辺における古代の歴史地理学的研究」（九州文化史研究所紀要16）を参照のこと。

註4 財津1

註5 財津1071

註6 財津1073

註7 なお日田における庄屋職の売買としては矢幡家文書に一例あることを松下志朗氏の御教示により知ったが、成稿後のため註記にとどめる。

註8 遠藤正男氏『日本近世商業発達史論』

註9 博多屋は元禄〇年に博多より移住したという家伝を持っている。

註10 財津112

註11 財津111

註12 財津471、463、なお惣百姓代が何時から村役人としての百姓代に変わるかは現在のところ明らかにできない。前掲史料は「百姓代」と書かれているが、享保十八年に惣百姓代（財津443、468、435、452など）とも出るし百姓代（財津481）ともあり、この時期は呼称の固定していない点から惣百姓を代表するという意味のものであって村役人でないことだけは明らかである。

註13 財津626の4、626の11

註14 財津110

近世日田農村史の若干の問題点（木村）

近世日田農村史の若干の問題点（木村）

註15 財津117

註16 九州大学九州文化史研究所蔵小竹村文書

註17

この表現は適切ではない。なぜならば筆者は家抱を佐々木潤之介氏のような家夫長的奴隷（同氏「幕藩体制下の農業構造と村方地主」『日本地主制史研究』所収、その他）とは考えないからであり、筆者が庄屋について想定しているものは五、村落で明らかにしているような朝尾直弘氏の小領主（同氏「近世封建社会の基礎構造」）に近いものと考えているからである。ただ小領主なる言葉は朝尾氏の規定にもかかわらず、武力をとまなうものという感じがぬぐえず、また祭祀を主催するような機能が村内に、独立経営体や家抱を持った経営体の存在が彼をしてオサたらしめていると考えるので小領主→下作という用語は筆者の考えに近いがために使用しなかった。

註18

中村吉治氏『日本の村落共同体』  
財津1075

註20

朝尾直弘氏はこのような変化を小領主支配から小農共同体への移行ととらえられる（同氏前掲書第二章二「小領主支配と小農共同体」）。しかし筆者は武力を持たなくなった小領主がなお「小領主」として存在できるのは政治的、経済的理由以上に共同体のオサとしての性格を考えるべきであり、彼らが行政上の長に変化した時に中世的な共同体はくずれ、それにのつた支配が不可能となり、そこに自分の山を使用しているのだということ村民に知らせる必要が出てきたと考えるのである。もっとも藤山村の庄屋山の一部はその騒動後村民の入会地化し、明治初期には庄屋山である事さえも忘れられている（財津1088）。従って氏のシェーマを否定する事はできないが、庄屋、村役人が行政官化して行くことを考えた時、近世村||村落共同体という考えはとれないように思う。なお日田郡も完全な山村においては、古い形を多分に残した庄屋が以後も続き、延享三年越訴をした馬原村庄屋六郎右衛門などはその典型であろう。（武石繁次氏前掲書）なお当時の藤山村庄屋忠左衛門はこれの鎮圧にまわり褒賞をうけている（財津911）ことに注意

註21

これは一つの想定であって全く実証史料を持たない。

註22

財津116

註24

この質券の形態は以後の質券の典型である。この点でもこの史料は一つの画期である。

註25

財津571、なお日田商人千原家では、正徳よりの自家の集積証文帳が作られている。平野部であることと、金融資本であ

ることが関係しているであろう。(藤本隆士氏前掲論文)

註26 財津399

註27 財津510

註28 財津500

註29 財津510、626、189、363、198、648その他

註30 史料1、1073

註31 財津120

註32 『幕末社会論』61ページ

註33 筆者自身は幕末農民戦争段階説に反対である。理由は何よりもイデオロギー的に幕末段階ではそれはまだ克服されていない  
考えるからである。

史料1 財津文書1080

永代売渡申田畠高之事

一田高四拾式石<sup>(カ)</sup> 本田

一田高七斗五升 新田

一畠高九石七斗式升八合 本畠

内八斗壹升式合 荒高内証まとい

田畠高合五拾式石四斗七升八合 別紙名寄帳<sup>(カ)</sup>ニ有

一茶楮柿栗 有所明細ニ名寄帳ニ有

一山林庄屋付之分不残

一庄屋高納米大豆<sup>(カ)</sup>〆ん惣代給割、会所屋賃割、大原御供米割、村中惣高ニ割来仕申<sup>ル</sup>也、此外庄屋高ニカ、リ物一切無御

座<sup>ル</sup>

銀九貫目定 但シ<sup>(カ)</sup>田畠代銀也  
諸色共ニ

近世日田農村史の若干の問題点(木村)

近世日田農村史の若干の問題点（木村）

右之田島、私親代々持来ひへ共、年々御年貢未進、去寅之御年貢ニ指聞申ニ付、右之田島永代ニ売渡シ、銀子樋ニ請取申所  
実正也、（中略）

延宝三年卯二月廿一日

地主藤山村庄や

藤山村頭百姓

九郎右衛門

甚左衛門

同

同

仁右衛門

用松村庄や  
八右衛門

（以下ウラ）  
一右表書之通、藤山村庄屋高田畑并高付□代銀九貫目樋ニ請取、永代売渡申所実正也、縦御代替、如何様之儀御座ひ共、  
右之通少茂相違之儀有御座□敷ひ、為後日如此ニ御座候、以上

延宝五年

巳ノ二月一日

新原□右衛門殿

右表書之庄屋高貴様方江永代ニ売渡、代銀樋ニ請取申所実正也、（中略）

延宝七年八月晦日

手嶋新左衛門

同 仁助

新原助右□□

同 清右衛門

日出権左衛門殿  
財津平右衛門殿

※文中の黒印略す。以下同じ。

史料2 財津118

藤山村庄屋源左衛門百姓ニ対シ我儘成仕形迷惑ニ奉存御悔申上覚

一藤山村百姓安兵衛与申者屋敷付之山野御座候ニ押取被申ひ御事

一藤山村御上米毎年庄屋百姓立合相改、御藏納仕、其上御役人衆様御吟味被遊御藏荷被為成候、御藏荷御切被為成候以後

庄屋源左衛門我儘ニあけたて被仕候、年々豊前中津御藏本ニ而悪敷御座候儀、何共不審ニ奉存候御事

一藤山村天神森之儀候前、庄屋手前を大原宮内与申社人を祭礼等仕来候処、源左衛門代罷成天神森を我儘ニ自敷ニ仕、其上終ニ祭礼相不仕候御事

一藤山村御伊勢堂之儀破損仕候ニ付、村中として修覆可仕由申候へハ、以來之妨ニ成候間其儘ニ而召置候様ニと被申候ニ付、朽捨り申候、自然協を被聞召上儀如何ニ奉存申上候御事

一地神経座頭代、地付ニ而祈禱仕来候処、源左衛門代ニ罷成座頭出入不為仕候御事

一彦山岩屋坊と申山伏庄屋代、祈禱仕来候処、源左衛門代ニ罷成祈禱を請不被申候御事

一毎年藤山村川筋へ源左衛門毒を入、魚之類大分取被申候、其毒先川下余村迄茂流申候而大小之魚ハ不及申、虫けら迄もころし被申候、村中之ものニハ魚押、子供迄川入間敷由堅被申候、ケ様成奢たる働ニ而御座候、惣而神社仏神をも不尊、縁者親類をも不親、他人村中之者迄不和成仕形言語同断之行跡ニ而百姓相続可申様無御座、何とも迷惑仕候御事

一殿様御初入之節、庄屋源左衛門方江御宿拵江被仰付候其御役人奥田儀右衛門殿江金銀を以取入御鼠貞ニ而御庄屋中御相談も不仕我儘ニテ屋普請被仕候、人夫竹木繩蒔かやす、き等手間共ニ郡夫千人程も懸り申候、入用銀六百目郷方江割懸ケ申候処、夥敷入目ニ而諸人仰天仕、村々百姓合点不仕公事ニ罷成、二三年懸りゆへとも終出銀相濟不申、無面目仕合候、郷中ニ至さへケ様成我儘ニ仕懸候庄屋ニ而御座候へハ私共ニ至テハ狼藉我欲計仕懸ケ被申ゆ、右之御宿拵之儀ハ村々御庄屋衆江御尋可被下候、無比類驕ものニ而御座候御事

一藤山村川筋ニしめを入、村中之ものニハ一切弾仕間敷由稠敷申付、蟻ひろいニ参候もの迄大勢ニ而つふてをかけカげ被申ゆ、ケ様之奢たる仕懸ケにて村中及難儀申候御事

一庄屋源左衛門儀大酒を好ミ村中ニ而以之外酒狂被仕、家ニにかけ入不謂儀を申懸ケカたけ被申候、村中之もの及難儀申候、常々驕之心カ候故ケ様之仕形と奉存候御事

一村中百姓田地町七反余源左衛門押取被申候、庄屋有情人ニ而ゆハ、年カを以私共請カ茂可被致事ニ御座候得共、私欲つよく候ゆへ、少宛之借銀借米を以大分之利足を加へ、元利算用仕懸ケ押付ケ田地取被申候、去迎ハ邪心成仕様ニ而末カ不頼母敷氣カニ奉存候御事

右之通少茂相違之儀不申上候、源左衛門仕形向後藤山村之庄屋ニ取持申儀難成奉存候間、御慈悲之上御了簡を以百姓相続申

近世日田農村史の若干の問題点(木村)

様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存御事、以上

元禄四年未九月七日

日田郡藤山村百姓

伝左衛門

新四郎

□兵衛

久右衛門

安兵衛

甚左衛門

□右衛門

彦右衛門

理兵衛

仁兵衛

徳左衛門

市右衛門

今井九右衛門様

〔つゝ〕一表書之通、目安差上候、致返答書、来ル霜月十二日雙方天草富岡江罷出可対決、不参仕間鋪者也

未九月八日

今九右衛門

史料3

財津121

藤山村百姓拾式人連判ニ而指上申候目安返答書之事

一藤山村御百姓安兵衛与申者屋敷付之山野我等押取仕候間申上候段、一円合点不仕、以之外表裏成儀ニ而御座候、尾刎与申所私地付之山野を安兵衛押領二年々伐取申候ニ付、折々左様仕間敷段申達候へ共聞入不申ニ付、貞享四年卯十月当村御百姓中江茂右之趣肝煎□□以申達候へば、尤之由ニ被存、則頭百姓伝左衛門、三郎右衛門、吉郎右衛門与申者三人承合、我等方江罷出被申談候ハ貴殿儀余慶之内与申、殊ニ居村之事ニ御座候間、少分之儀ハ皆々ニ対し堪忍仕候へと、達而理り被申ニ付、無抛其通用捨仕、遣申候へば、過分ニ存由ニ而其節右三人ニ肝煎仁右衛門与申者立合、早速右之山境切わけ埒明申ル御事

一 当村御藏納米我儘仕候付、悪米御座候由申上候段、無比類徒二而御座候、其証拠茂御座候哉、是ハ大切之儀を申上候間、御吟味被遊可被下候、何とて左様之儀可仕候哉、近來我儘成申分二而御座候、御米之儀毎年共随分念を入納置候得共、津出之節中津浦御藏所ニ而少宛悪敷茂<sup>〔ムシ〕</sup>候而、俵ニを直シ納申儀ハ当村ニ不限御事ニ御座候、其段年々御藏本ニ御<sup>〔ムシ〕</sup>被遊候御役人様方御見分之上ニ而御存知被遊儀ニ御座候へば、何とも難心得申上様与奉存候御事

一 私合壁ニ御座候天神之儀ハ、先庄屋助右衛門代延宝五巳之年御社移被成<sup>レ</sup>以前、様子いか様共不奉存候、年々共霜月廿五日私心持之御三寸初穂米神納拜上仕事ニ御座候、是以表裏成御百姓中申上様何共合点不仕候御事

一 当村御伊勢堂之儀、私心入ニ而破損仕<sup>レ</sup>由申上候段、以之外偽ニ而御座候上、齋膳等可仕与申<sup>レ</sup>段ハ折<sup>レ</sup>之儀ニ而御座候、かやなわ等皆々<sup>レ</sup>少ツ、出シ申候へ、竹木其外ハ不残我等出シ可申旨申談候へ共、一日<sup>レ</sup>と差暮、日数経申候、然<sup>レ</sup>ニ私方江終物<sup>レ</sup>不仕、去年八月朔日当村御百姓彦右衛門与申者地内、丸尾と申所ニ右連判之御百姓中より、俄新御伊勢堂を立、我儘成働を被仕候ニ付、年寄百姓方江其段様子可承与肝煎仁右衛門を以申達候得共、兎角之返事茂無御座候、ケ様之儀、却而御百姓中奢之様ニ奉存候御事

一 地神経座頭之儀申上候段、左様之儀私不奉存候、我等<sup>レ</sup>断申<sup>レ</sup>たる儀無御座候、其外諸山寺社方<sup>レ</sup>御祈禱請不申儀終無御座候所、何共御百姓中心底之ほと、還而難心得申分与奉存候御事

一 彦山岩屋坊与申山伏之儀、是又如何様共不奉存候、彦山<sup>レ</sup>之祈禱、毎年申請事ニ御座候へば、是以難心得申上様、御百姓中<sup>レ</sup>我儘成御事エミ之様ニ奉存候御事

一 当村川筋江毎年毒を入、魚を取申ニ付、何茂難儀之由申上候段、扱<sup>レ</sup>不謂儀ニ而御座候、川筋之儀先年永田七郎左衛門様御支配之時分、御吟味被遊有之、御連上銀所相応ニ奉願上納仕、我等ニ不限、那中村<sup>レ</sup>共笠築網ニ而鮎獵仕来り申候、鮎と笠之口三四町近所ハ笠持自由仕<sup>レ</sup>所ニ、去年六月大旱之時分、村中之老若数多昼夜罷出、さて網を持出<sup>テ</sup>我等笠之四拾間程上<sup>レ</sup>川入仕、狼藉ニ鮎獵仕候ニ付、何も申候ハ去迎ハ我儘成仕形迷惑存候、終ニ前後左様之儀仕事茂無之所ニ、何共難心得奉存候、魚少々望之もの此方江相断申候ハ、少茂不苦存候所、余り成働迷惑ニ存候由申候へば、其節ハとかふなしに川<sup>レ</sup>罷歸り申候、其後毎夜川ニ取出我儘仕候ても不及力、其分ニ而差<sup>〔カ〕</sup>置難申候、余村笠之口なと診、左様之仕形致儀、曾而罷成間敷様ニ奉存候、扱又右毒ヲ入、余村迄之妨与申上候段、重量不謂儀奉存候、左様之わけニ而御座候ハ、余村<sup>レ</sup>付届ケなしに用捨仕ものニ而無御座候、右之通村中<sup>レ</sup>者余り我儘仕候故、去年六月ニ私合壁ニ御座候山掛之皮を我等笠之口計ニ少々入申候而川獵仕候、扱又五六年以前ニ宍度右之通川獵仕候処、皆々何茂表裏成悪心申上候段、近來迷惑奉存

『近世日田農村史の若干の問題点（木村）』

候、然者我等儀仏神を不尊、縁者親類を不親候由申上候段、何共難心得儀共御座候、私何そ世上ニ洩れ為申儀無御座候、  
仏神尊敬仕儀も、縁者親類、朋友之寄合ニ迄迄、世間並ニ相勤罷在候、誠村中之儀者□からず、別而私助成を以、当時  
迄差暮申様ニ御座候所、他人、村中へ不和之仕形など申上候段、以之外相違成儀、還而浅間敷申分、去迎者悪逆深き御百  
姓之心立ニ而御座候、御吟味之上委細可申上候御事

（一条略）

一 当村川筋江しめを入、鹵拾子共迄せだけ、我等奢ニ而行候悪敷由御訴申上候段、是亦徒成偽事、何共迷惑奉存候、諸事ニ  
付還而御百姓中我儘成奢仕様ニ相見江候申候御事

（一条略）

一 当村御百姓中田地町七反余我等押取申候由申上候段、以之外徒成偽りニ而御座候、誰人之田地押取仕候哉、合点不仕候、  
定而証拠可有御座儀与奉存候間、御吟味被遊被下候、勿論私儀河内村親共尙所ニ罷有候節、田地讓渡申者御座候刻、亡父  
請取置申候ハ所々ニ御座候、我等儀ハ延宝七末年ニ藤山村參、当年迄拾三年庄屋役相勤申候、以来誠村中之儀者別而頼母  
敷を仕、不如意之御百姓中江者相談之上助成仕置申候儀顯然之事ニ御座候所、今更我等を偏ニ悪心者与喝申上候段、還而  
浅間敷心底之悪人中ニ而御座候、右之趣吟味之上、委細口上ニ可申上候御事

一 我等山野之内、荒井か平与申敷、村中へ之寄合敷与申上候段、去迎者徒成偽ニ而御座候、右荒井か平我等山野其紛無御座  
候、先庄屋助右衛門代之時分、村中との出入御座候而、双方埒明申候証文所持仕置申候所ニ、又ニ悔返シ、近来不謂儀与  
奉存候、勿論右敷之内ニ而在御蔵繕方并其外御用ニ付当り来申候竹之儀、拾荷を内ハ御百姓中江遣、切せ申約束ニ仕置申  
候、然共其余入申分、今迄少々ハ差免置申候、其外少茂御百姓方もかまい有之敷ニ而無御座候所ニ、我等押領ケ間敷儀仕  
候様ニ申上候段、楮々我儘成儀ニ而御座候

一 我等山野かしき場之内、おさこ、ゑけ山之儀、年々塚を差越候由申上候段、是以表裏成儀ニ而御座候、窓而尾迫、ゑけ山  
ニかけ、御百姓山とて少茂無御座候、然共我等地内草切場跡々庄屋代より草計囉切来申候儀、顯然之事ニ御座候、此段ハ  
先年之証文所持仕候処、我儘儀申上候御事

（後略）

元禄四年末十一月五日

今井九右衛門様

藤山村庄屋

源 左 衛 門 印

史料4

財津200

申奉上口上之事

一私儀は仁平次与申者ニ御座候処、私親共代より借用等茂御座候ニ付、式拾ヶ年以前田地式ヶ所小作入口五石余之場所当所  
 久右衛門殿世話を以て沓紙証文ニ仕、隈町鍋屋伊左衛門殿方江質券召置、追操借用弘方仕候、右ニ付私儀田地ニはなれ、渡  
 世難成、就夫私儀は鍋屋三右衛門方へ奉公相勤、親共介抱仕候処、私儀病氣ニ罷成、勤不叶御暇取罷帰リ申候得共、諸事  
 不自油ニ罷成候ニ付、右之田地之儀久右衛門殿迄頼申入候ハ、右田地之儀も最早質流地ニ仕候より外ニ致様無御座候間、  
 何卒讓渡証文仕可申候間、上打錢として五百目被下候様相談申入候得共、同人被申候は右田地之内沓ヶ年少々入レ下ヶ有  
 之候故、上打とハ申されすとの事ニ御座候、然レ共右之田地ハ六升三四合程之余米ニ当リ申候、脇方之田地之直段ハ五升  
 内外ニ相当リ申候類多く御座候由申候得共、何分相済不申、無拋其まゝに致置候得共、此節ハ私儀家屋敷共ニ不殘  
 (以下経目ヨリ切レル)

史料5

財津898

<sup>(上包)</sup>  
 「天明元年丑七月十八日

御褒詞御書

「

藤山村庄屋

忠 左 衛 門

其方儀曾父庄大夫已来寄会所相勤候処、及老年其上近来病身相成、難相勤旨相頼、無拋相聞候間、寄会所詰之儀者今般差免  
 候、其方儀心掛宜、御益筋并村方取ノリ之儀心を用、深切ニ相勤候故を以、明和五子年祖父十太夫申上、御褒美をも被下置、  
 其後茂不相替出精最より当時迄早年ニおよひ無怠慢、実儀ニ相勤、本意之事ニ候、依之褒詞申渡候、且紋付小袖一差遣候

丑七月 揖 頼 負

史料6

財津580

奉申上候口上之事

一肝入家ふき替、百姓より仕、難儀之筋奉存候、以後自分ふき替被致候様御極可被下候

一□田太兵衛様より庄屋方江御渡被下候外、村中ニハ御かくし被成、大舛にて御取被成候様□申候故、余分払込仕候分ハ  
 御戻シ被下候様奉願上候、未進方ニも利分相加リ申候得者、定而是ニ利分御加御戻シ可被下与奉存候、宜敷様ニ奉願上候

近世日田農村史の若干の問題点(木村)

一長藏・半左衛門・林左衛門与申者、内斗穀類菑石ニ付四舛引ニ組頭囃ニ而御座候処、戻り米粟去ル十二月廿八日請取ニ參候得者、御渡不被成、伺卒御渡被下候様奉願上候

一平右衛門家抱由兵衛与申者、屋敷之下夕丹治殿御作り被成候処、隣家ハ火事不用心与ありて、家ハ前以之借用ニ御取被成、就夫無抛村内ニ家を借り候得共、作場等不自油に罷成、至極難儀仕候、其上小作地毛立悪敷故、押上ケニ罷成候得共、右田地粗たねニハ利足ヲ加へ、御取被成候儀、難儀ニ奉存候

一善右衛門家抱喜助与申者、未進少ニ御座候、其上押上田粗たね相加り、夫故娘を三ヶ年之間御遣り被成、其上残錢壹貫目之余相残候様ニ御座候得共、最早右借用ハ御捨被下候様御願申上候

一又市与申者、御庄屋田地小作仕候処、毛立悪敷及見立、小作引三斗ニ相極候処、取上等仕上納仕候後ニ罷成、式斗引之管与御申被成候ニ付、申訳仕候得共、何分御聞入無御座候而、いまた未進錢と有て利合加へ催促有之儀ニ御座候、是ハ何卒帳面御消被下候様奉願上候

(二条略)

一伊三郎与申者、十五年以前小作未進少ニ御座候処、杉山壱ヶ所、藏壱拵右品を以払込申候得共、借皆済相成不申、残錢利付払極くれ候様御申ニ付、無抛相極メ申候、夫ニ付少ニ払込候得共、右躰之儀ニ御座候得共至極及難儀、錢調仕兼申候、御用捨ニ而宜敷様奉願上候

(三条略)

一庄屋家抱茂吉与申者、三拾年以前米三斗未進仕、錢六拾目借用仕候処、段ニ利足加り候ニ付、式拾六七ヶ年以前迄ニかやヲ伐、又ハ萬等を以利上等も仕候得共、相残分余分之借用ニ罷成候処、百七拾目ツ、拾ヶ年之間払候様ニ御申被成候ニ付、無抛請合払込候得共、少ミツ、払不足又ニ利ト加り候ニ付、最早右之極メ之通ニ而ハ余命もなき者と御座候而、壱ヶ年ニ二百目ツ、払方仕候様之儀ニ付、則庄屋殿方つかわれ、身代錢ヲ以成亥而年無間違払申候、最早残錢之儀ハ御捨被下候いとま被下候様ニ御願奉申上候

(三条略)

一音右衛門与申者、十四年以前私借用払方相談ニ及申候得共、實物之品も無御座、無抛粹勝平九年限りニ御遣被成候様ニ相談相極メ候得共、残分ハ引当之實物も無御座候故、仕合証文与申者を無セヒ仕候、此儀ハ他国ニ參候共、仕合よき節払可申候証文無抛仕候、右勝平ハ約束之通九年相勤、扱又仕合証文ニ貞平を九年御取被成候故、せひなく遣り申候、極メ之内五

年ハ相勤申候得共、最早私共至極難儀ニ御座候得ハ、貞平ヲ御暇被下、仕合証文之表ハ御捨被下候様ニ奉願上候  
(六条略)

安永九年子正月日

瀧河内

清 七 ㊦

源 右衛門 ㊦

(以下七十七名略)

史料7

財津203

〔五馬市村祭礼之儀ニ付差出候取締書付 奥五馬筋村ニ〕

差上申一札之事

当郡五馬市村玉采宮祭礼之儀、近年不取締之儀在之、右者氏神祭礼之儀ハ氏子中信心を以、祭礼相勤可申処、五馬市村是迄之心得方ニ而ハ小前不弁之もの共者、此上悪尪増長いたし、終ニ者一村者勿論、組合村ニ迄困窮之基ニ相成候儀ニ付、此節嚴重御吟味可被仰付之処、右之次第不容易儀ニ付、格別之御勘弁を以、向後村役人共一同申合、決而不取締之儀無之様、勿論取締向申談候共、祭礼不賑合ニ為致候与申訳ニ者無之、実意正道を相守、祭礼仕候得者神慮ニ茂相叶候儀ニ付、決而心得違仕間敷旨、厚キ御慈悲之御利解之趣承知、奉畏恐入難有仕合ニ奉存候、然ル上者以来之儀者不取締之儀無之様、村役人并組合村ニ共申合セ、小前未ニ迄行届候様一同利解為申聞、尚又祭礼中者時ニ見廻可仕候、依之組合村ニ惣代連印書付差出申候間、右之段宜敷被 仰上被下候様奉願上候、以上

日田郡五馬市村

小前惣代

品右衛門 ㊦

百姓代

新兵衛 ㊦

(以下組頭、庄屋、組合村々惣代計十一名略)

巳 九月

会所詰

刃連村庄屋

仙助殿

近世日田農村史の若干の問題点(木村)

近世日田農村史の若干の問題点（木村）

同

小廻村庄屋

藤 平殿

同立会

藤山村庄屋

貫 平殿

付記 本稿ははじめに書いたように、財津家文書の整理の過程でできあがったもので、専門違いである事や浅学故の誤りも多いこと々思う。御叱正をいただければ幸いである。なお末筆ながら史料を自由に使用させて下さった財津登氏、御あつせん下さった広瀬富之助氏に深謝する。